

名称	場所	受付時間	R8	5	6	7	8	9	10	11	12	R9	2	3	
			4月	月	月	月	月	月	月	1月	月	月	1月	月	月
市民一般	守口市市民保健センター	午後2時～3時	/	/	3	1	5	2	7	4	2	/	3	3	
			8	13	10	8	/	9	14	11	9	13	10	/	/
			/	/	/	15	19	16	21	18	16	20	/	/	/
			22	/	24	/	/	/	28	/	23	/	/	/	/
	さんあい広場「さた」 (佐太小学校東側)	午後2時～3時	/	27	/	22	/	30	/	25	/	27	/	24	
歯科	歯科休日応急診療所 (守口市市民保健センター内)	午前10時～11時30分	/	24	/	26	/	27	/	22	/	24	/	28	
ぜん息健康相談 (注)	守口市市民保健センター	偶数月第2水曜日 午後2時～3時 (※8月は第3水曜日)	8	/	10	/	19	/	14	/	9	/	10	/	
総合相談窓口	守口市市民保健センター (3階)	午前9時～午後5時	保健師による電話での健康相談をおこなっています。 平日のみ(土・日・祝日・年末年始を除く) 専用電話 06-6993-2098												

(注) ぜん息健康相談は、気管支ぜん息・慢性気管支炎・肺気腫・ぜん息性気管支炎等の病気にかかっている人が対象です。
対象の人向けに、せき・たん・ぜん息発作・息切れなどの症状や呼吸器の病気の予防・食事などについての相談をおこなっています。

- 対象者 障がいがあるため、一般歯科医院では診察が困難な人(原則として、身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの人)
- 実施時間 毎週水曜日・木曜日・土曜日
午後からの予約制です。時間予約については下記問合先まで。
- 場所 市民保健センター1階 あおば歯科診療所
- 内容 歯科疾患の検診・診療・口腔衛生指導、口腔機能訓練
- 問合先 守口市障がい福祉課 06-6992-1630
あおば歯科診療所 06-6992-2223
初回予約は障がい福祉課まで

医療情報ネット(ナビィ) 

大阪府救急医療情報センター
06-6693-1199

名称	実施日	受付時間	場所	備考
HIV・梅毒・クラミジア検査	第2・4月曜日 (祝日を除く)	午前10時～11時	〒570-0083 守口市京阪本通2-5-5 (守口市役所庁舎8階)	無料・匿名・予約不要 ※有料の場合あり
こころの健康相談	月・金曜日 (祝日、年末年始を除く)	午前9時～午後5時45分		無料・予約制

休日応急診療所(守口市市民保健センター内)

内科・小児科 ☎06-6998-9970

土曜日 午後6時～同8時30分

日曜・祝日 午前10時～正午
午後1時30分～同4時30分
午後6時～同8時30分(受付時間)

歯科 ☎06-6998-9945

日曜・祝日 午前10時～同11時30分
午後1時～同4時30分(受付時間)



北河内こども夜間救急センター

☎072-840-7555

枚方市禁野本町2-14-16(枚方市医師会館1階)

小児科(中学3年生まで)

毎日 午後8時30分～翌日午前6時30分
(診療は午後9時～翌日午前7時)



救急病院などのお問い合わせは 消防本部 電話06-6906-1122
急な病気やケガで困ったら… 救急安心センターおおさか 06-6582-7119 (#7119)

中央急病診療所

☎06-6534-0321 大阪市西区新町4-10-13

眼科・耳鼻咽喉科 (受付時間)

平日 午後10時～翌日午前0時30分

土曜日 午後3時～同9時30分

日曜・祝日・年末年始(12/30～1/4)

午前10時～午後9時30分

内科・小児科 (受付時間)

平日 午後10時～翌日午前5時30分

土曜日 午後3時～翌日午前5時30分

日曜・祝日・年末年始(12/30～1/4)

午後5時～翌日午前5時30分

大阪府歯科医師会 休日・夜間緊急歯科診療所

大阪市天王寺区堂ヶ芝1-3-27

夜間緊急歯科診療 ☎06-6774-2600(夜間専用)

毎日 午後9時～翌日午前3時
※できる限り事前にお電話ください

休日緊急歯科診療 ☎06-6772-8886

日曜・祝日・年末年始(12/30～1/4)

午前10時～午後5時
(受付時間：午前9時30分～午後4時)

定期予防接種は北河内5市内(守口市、門真市、寝屋川市、大東市、四條畷市)の委託医療機関で通年接種可能です。

名称	対象年齢等	標準接種年齢	回数	間隔		
【妊婦対象】RSウイルス感染症 (令和8年4月1日より定期接種開始)	妊娠28週から36週6日まで	妊娠28～36週	1回	妊娠ごとに1回接種可能		
ロタウイルス	ロタリックス	出生6週0日～24週0日後まで	初回接種は出生後14週6日後まで	2回	27日以上の間隔を置いて2回経口投与	
	ロタテック	出生6週0日～32週0日後まで		3回	27日以上の間隔を置いて3回経口投与	
五種混合注1) (ジフテリア、百日せき、破傷風、ポリオ、ヒブ)	1期	生後2か月～7歳6か月になる前日まで	初回	3回	20日以上(標準的には20日～56日)の間隔を置いて3回接種	
			追加	1回	1期初回終了後6～18か月後	
小児用肺炎球菌	※接種開始年齢により①～④のとおり異なる	生後2か月～5歳の誕生日の前日まで	初回接種開始は生後2～7か月に至るまで	①初回接種の開始が生後2か月～7か月になる前日まで	初回3回※	原則、27日以上の間隔で3回接種 ※1歳を超えた場合、初回3回目接種不可 ※2歳を超えた場合、初回2回目・3回目接種不可
				②初回接種の開始が生後7か月～1歳になる前日まで	追加1回	初回接種終了後60日以上の間隔をおいた後であって、1歳に至った日以降に1回
				③初回接種の開始が生後1歳～2歳になる前日まで	初回2回※	原則、27日以上の間隔で2回接種 ※2歳を超えた場合、初回2回目接種不可
				④初回接種の開始が生後2歳以上	追加1回	初回接種終了後60日以上の間隔をおいた後であって、1歳に至った日以降に1回
				2回	60日以上の間隔で2回接種	
				1回		
B型肝炎	1歳の誕生日の前日まで	生後2～9か月未満	3回	27日以上の間隔で2回接種後、3回目は1回目から139日以上の間隔で接種		
BCG(結核)	1歳の誕生日の前日まで	生後5～8か月未満	1回			
麻しん・風しん注2)	1期	1歳～2歳の誕生日の前日まで	1歳	1回		
	2期	年長相当年齢(就学前1年間)	年長	1回	令和8年度の対象者は下記の生年月日 令和2年4月2日～令和3年4月1日生まれ	
水痘	1回目	1歳～3歳の誕生日の前日まで	生後12～15か月	2回	3か月以上の間隔を置いて2回接種	
	2回目		1回目接種後から6～12か月後			
日本脳炎注3)	1期	初回	生後6か月～7歳6か月になる前日まで	3歳	2回	6日以上(標準的には6～28日までの間隔を置いて2回接種)
		追加	生後6か月～7歳6か月になる前日まで(1期初回終了後概ね1年おく)	4歳	1回	
ジフテリア・破傷風	2期	11歳～13歳の誕生日の前日まで	11歳	1回	1回	①初回接種の開始が15歳未満 ※2回の接種で完了可
						2回(3回接種も可)
ヒトパピローマウイルス感染症(子宮頸がん予防)注4)	※接種開始年齢により①②のとおり異なる	小学6年生～高校1年生相当年齢の女子	中学1年生	3回	1か月以上の間隔を置いて2回接種し、3回目は2回目から3か月以上の間隔を置いて接種	②初回接種の開始が15歳以上

注1) 令和6年4月1日より「五種混合ワクチン」が定期接種で使用可能となりました。5疾患(ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ・ヒブ)の予防接種は、原則五種混合ワクチンを使用します。なお、四種混合ワクチンは令和7年度に販売を終了しました。三種混合ワクチンやヒブ単体ワクチン等を使用する場合について、詳しくは、市ホームページをご覧ください。

注2) 麻しん、風しんのどちらかにかかった人も、原則、麻しん・風しん混合ワクチンを受けてください。麻しん及び風しん単抗原ワクチンもあります。

注3) 平成17～21年度にかけての予防接種の積極的勧奨の差し控えにより、接種を受ける機会を逸した人を対象に特例措置があります。詳細は下表【日本脳炎 特例措置】のとおりです。

注4) 令和8年4月1日より、ヒトパピローマウイルス感染症の定期接種で使用可能なワクチンが、シルガードのみに変更となります。また、キャッチアップ接種(平成9年4月2日～平成21年4月1日生まれの女子対象の特例措置)は令和8年3月末をもって終了しました。

【日本脳炎 特例措置】 (対象者：平成18年4月2日～平成19年4月1日生まれ(令和8年4月1日現在)ただし、20歳未満)

過去の接種歴	接種時期	残回数	接種間隔
過去に全く接種を受けていない人		4回	1期初回1回目と2回目を6日以上(標準的には6～28日までの)の間隔をあけて接種後、6か月以上(おおむね1年)の間隔で1期追加を1回接種。2期は、1期追加から6日以上の間隔で1回接種。
過去に1回接種を受けた人	20歳未満	3回	1期初回2回目と1期追加を6か月以上(※)の間隔で接種。2期は、1期追加から6日以上の間隔で1回接種。(※)1期初回1回目を平成22年3月31日以前に接種している場合、例外的に1期初回2回目と1期追加を6日以上の間隔で接種可。
過去に2回接種を受けた人		2回	1期初回2回目から6か月以上の間隔をあけて、1期追加を1回接種。2期は、1期追加から6日以上の間隔で1回接種。
1期完了の人	9歳以上 20歳未満	1回	1期追加接種終了後、6日以上の間隔をあけて、2期を1回接種。

名称	詳細
高齢者肺炎球菌	高齢者肺炎球菌ワクチンが未接種の満65歳の人が対象。対象者には個別に郵送にてお知らせします。
高齢者带状疱疹ワクチン	带状疱疹ワクチンの定期接種は、本来「65歳の人」のみが対象ですが、経過措置が決定したため、令和7年度から11年度の間は、「当該年度に、65歳・70歳・75歳・80歳・85歳・90歳・95歳・100歳」となる人」が対象となっています。令和7年度末年齢が100歳以上の人は、令和7年度が対象年度でした。带状疱疹ワクチンの対象者には個別に郵送にてお知らせします。
高齢者インフルエンザ	詳細が決まり次第、広報もりぐち・ホームページでお知らせします。
高齢者コロナウイルス感染症	詳細が決まり次第、広報もりぐち・ホームページでお知らせします。